

投票日に用事のある方は期日前投票を

期日前投票所	投票期間	時間
米子市役所本庁舎4階	5月17日(土) ～	午前8時30分～午後8時
米子市役所淀江支所1階	5月24日(土)	
MEGAドン・キホーテ米子店3階	5月21日(水) ～	午前10時～午後6時
	5月24日(土)	

鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙の選挙すべき数

- ・鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙の選挙すべき数は「2人」です。
- ・投票するにあたっては、各候補者の政策を、選挙公報や新聞などで情報を集めて、自分の考えをまとめて、投票しましょう。



投票に行くときはご家族みんなで

お子様を連れて投票所に入ることができます

- ・将来のために投票について見学するよい機会ですので、ご家族そろって投票所に行きましょう。
- ※お子様が投票用紙に記載したり、投票箱に投票用紙を入れたりすることはできませんので、ご注意ください。



お問い合わせ先 鳥取県選挙管理委員会事務局
電話 0857-26-7058

鳥取県議会議員 米子市選挙区補欠選挙



投票日

令和7年

5月25日

投票時間：午前7時～午後8時

(ただし、一部の投票所では、投票所閉鎖時刻が変更されています。)

自分へと、必ずつながるその一票。



令和6年度明るい選挙啓発ポスターコンクール県審査入選作品

鳥取県選挙管理委員会 鳥取県明るい選挙推進協議会

選挙制度について

満18歳以上の方から投票できます

- ・平成27年6月の公職選挙法改正により、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。
- ・主権者として積極的に自らの声を政治に届けるため、明るい未来につながる一票を投じましょう。



投票に行くときは

投票時間のご確認を



- ・投票所は、午前7時に開き午後8時に閉じます。
- ・一部の投票所では、開閉時間が異なる場合もありますので、米子市の広報誌や案内などであらかじめご確認ください。

投票所入場券をお忘れなく

- ・投票入場券を無くされた方、又は、お忘れの方は、そのことを投票所の受付に申し出ていただければ、本人確認後、投票できます。

投票所では

代理投票・点字投票ができます

- ・心身に障がいがあるなどの理由により自書ができない場合には、係員が代筆（代理投票）します。また、目が不自由な方は点字による投票もできます。投票所で係員に申し出てください。

※代理投票は、選挙人に代わって、係員が投票所内で選挙人の意思を確認して投票用紙に候補者名等を記載するものです。したがって、家族の方などは代理で記載することはできませんのでご注意ください。

こんな時はどうするの？

転出・転入をされた方は

- ・米子市から鳥取県内市町村への転出・転入されて日の浅い方は、その時期によって投票できる場合がありますので、米子市選挙管理委員会にお問い合わせください。

●「引き続き県内に居住していることの証明書又は確認の申請」が必要な場合があります。

- ・鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙では、米子市の選挙人名簿に登録されている方が、県内の他市町村に住所を移しても、選挙権を有するものとされています。
※県外に転出された方は投票できません。
※転出先の選挙人名簿に登録された方は投票できません。
- ・このような方が投票する場合は、投票の際に「引き続き鳥取県の区域内に住所を有する旨」の証明書の提示か確認を受けることが必要となる場合があります。
- ・証明書申請等の手続については、お住まいの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

次の方は不在者投票ができます

- 仕事や旅行などで、選挙期間中、米子市以外の市町村に滞在している方（事前手続きが必要です。）
- 不在者投票できる施設として指定を受けている病院や老人ホームに入院又は入所している方
(病院長や老人ホームの長にお申し出ください。)
- 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちで法令で定める重度の障がいがある方、介護保険の被保険者証に要介護5の記載がある方
(郵便等による不在者投票ができます。)
※郵便等による不在者投票を行うためには、あらかじめ米子市選挙管理委員会へ申請や届出の手続きが必要です。
※また、投票用紙等の請求は5月21日（水）までとなっていますので、ご注意ください。

